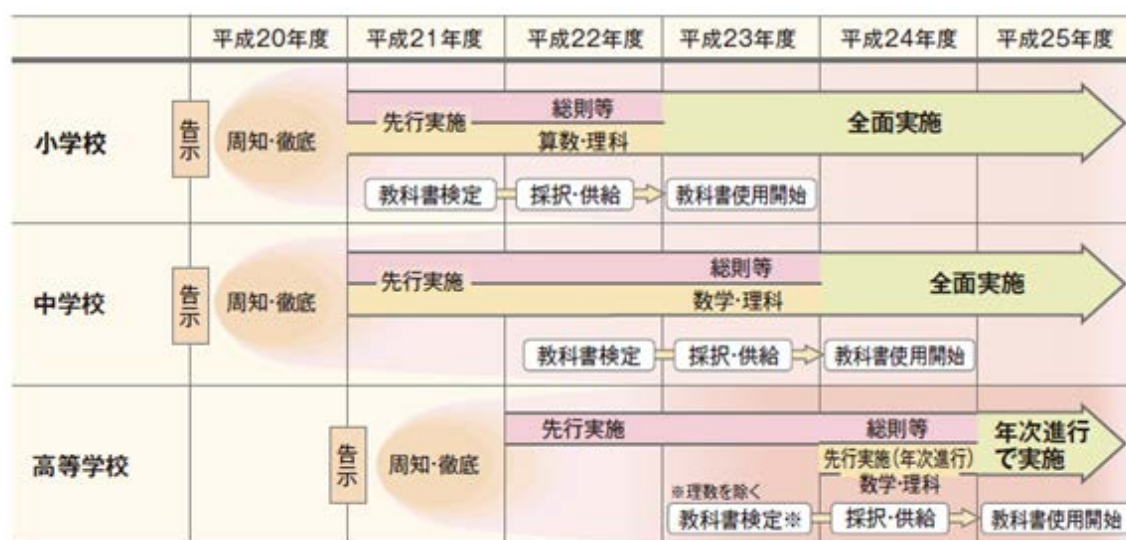


図表4 新学習指導要領実施スケジュール



(出典) 文部科学省「新学習指導要領 保護者用パンフレット (平成22年作成)」

(2) 基礎学力の保障等

○文部科学省は、習熟度別少数指導、ティーム・ティーチング、小学校の専科指導などの工夫・改善を行う学校や特別な配慮が必要な学校などに対し、教職員の加配定数を措置している。

(3) 高校教育の質の保証

○文部科学省は、学校評価の取組の推進などの多様な施策を実施している。また、平成25（2013）年度からは、高校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を評価する手法についての調査研究を行っている。

(4) 学校教育の情報化の推進

○文部科学省¹¹と総務省¹²は連携して、公立小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校の計20校を実証校として、「学びのイノベーション事業」と「フューチャースクール推進事業」を行ってきた。平成26（2014）年度からは、新たな連携事業として「先導的な教育体制構築事業」「先導的教育システム実証事業」を行う。

4 大学教育等の充実

(1) 大学の教育内容の充実

（教育機能の充実）

○文部科学省は、大学の個性・特色ある優れた取組に対する財政支援や情報発信を行っている。平成26（2014）年度から新たに、先進的な取組を支援する「大学教育再生加速プログラム」を実施している。

（教育研究の質の維持・向上）

○文部科学省は、大学の設置認可申請から完成年度までの質保証を行っている。また、認証評価制度により、大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

（高度な大学教育の充実）

○文部科学省は、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援する「グローバルCOEプロ

11 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/main18_a2.htm

12 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/future_school.html

グラム」を実施している¹³。また、大学院教育の抜本的改革を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」を実施している¹⁴。

(学修支援サービス)

○文部科学省は、多様化した学生の学修活動を支援する取組を行っている大学に関する調査の結果を発信することで、大学の取組を促進している。

(2) 専修学校教育の充実

○文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・平成25(2013)年8月、より実践的な職業教育の質の確保に取り組む専門課程を大臣が認定し奨励する規程を公布・施行
- ・成長分野における中核的専門人材の養成を産学官連携の下で推進

5 経済的支援の充実

(1) 「児童手当制度」

○児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の子どもを養育している方に支給される。

(2) 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度

○文部科学省は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、公立高校の授業料を無償とし、私立高校などの生徒に対しては高等学校等就学支援金を支給している。平成25(2013)年11月に低所得者支援の充実と公私間格差の是正を図るための所得制限を設ける法改正が行われ、平成26(2014)年4月1日に施行された。所得制限により捻出された財源で、低所得世帯の私立高校生などへの就学支援金の加算拡充や「高校生等奨学給付金制度」の創設などを行う。

(3) 奨学金等の支援

(初等中等教育段階における取組)

○文部科学省は、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行っており、平成26(2014)年度は新たに、保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にするとともに、第2子の保護者負担を半額にし、第2子・第3子の所得制限を撤廃した。経済的理由により小学校・中学校への就学が困難と認められる子どもの保護者に対しては、各市町村が学用品の給与などの就学援助を行っている。高校と専修学校高等課程などの子どもに対しては、所得連動返済型奨学金制度¹⁵の整備を促進している。平成26年度は、低所得世帯の高校生などの授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金制度」を創設する。

(高等教育段階における取組)

○文部科学省は、独立行政法人日本学生支援機構¹⁶が実施する奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免への支援を行っている。

第2節 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

1 社会形成への参画支援

(1) 社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進

(学校教育における取組)

○新学習指導要領では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法やき

¹³ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/globalcoe/index.htm

¹⁴ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm

¹⁵ 貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返済を猶予する制度。

¹⁶ <http://www.jasso.go.jp/>

まり」(小学校),「契約の重要性」(中学校),「国民の司法参加」(小学校・中学校・高校)を新たに扱うこととするなど,教育内容の充実が図られている。

- 文部科学省は,平成25(2013)年度に,地域の抱える具体的な課題の解決に係る体験的・実践的な学習を学校と地域が連携して行うためのプログラム開発に関する調査研究を教育委員会などに委託して行った。平成26(2014)年度には,開発したプログラムを全国に発信する。

(法教育)

- 法務省は,法教育の普及・発展のため,教材やリーフレットの配布などを行っている。

(租税教育)

- 国税庁は,関係府省や関係民間団体と連携しながら,学校の教員を対象とした講習会や租税教室への講師派遣などに努めている。

(金融経済教育)

- 金融庁は,「金融リテラシー(知識・判断力)を身に付けるためのシンポジウム」の各財務局との共催や「基礎から学べる金融ガイド」の全国の高校・大学などへの配布,財務局・財務事務所から高校などへの講師派遣などを実施している。

(労働者の権利・義務に関する教育)

- 厚生労働省は,労働者としての権利,義務,各種制度についての教育や啓発活動を推進している。

(2) 子ども・若者の意見表明機会の確保

- 内閣府は,子どもや若者が積極的に意見を述べる機会を作り,その社会参加意識を高めるため,「青少年意見募集事業」を実施している¹⁷。平成26(2014)年度には,関係府省の施策担当者と子ども・若者が対面で議論・意見交換を行う事業を実施する。
- 関係府省は,インターネットを活用した意見の公募などにより,子どもや若者が政策決定過程に参画する機会を確保している。

2 社会参加の促進

(1) ボランティアなど社会参加活動の推進

- 学校教育では,総合的な学習の時間や特別活動において,ボランティア活動などの社会参加活動が行われている。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は,「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施している。

(2) 国際交流活動

(グローバル化に対応した国際教育の充実)

- 文部科学省¹⁸は,都道府県や民間団体が行う,高校生に対する海外留学費用の一部支援や外国人高校生の日本の高校への短期招致などを支援している。また,留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」による留学機運の醸成とともに,官民が協力した海外留学支援の新たな仕組みを創設し,平成26(2014)年度には国費による奨学金の給付対象を拡大する。

(国際交流を通じたグローバル人材の育成)

- 内閣府は,国際化する社会に対応し,国際化する社会に対応し,リーダーシップを発揮して活躍できる人材を育成することを目的に,青年国際交流事業を実施している。(図表5)

¹⁷ <http://www.youth-cao.go.jp/>

¹⁸ http://www.mext.go.jp/a_menu/01_f.htm

図表5 青年国際交流事業



(出典) 内閣府資料

- 文部科学省は、平成25（2013）年度は、「国際社会で活躍できる青少年を育む国際交流事業」を実施した。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、絵本・童話を通してお互いの文化の特徴や共通性の認識を深めることを目的とする「日中韓子ども童話交流事業」を実施している。
- 外務省は、アジア大洋州諸国との交流「JENESYS2.0」や北米地域における「KAKEHASHI Project -The bridge for tomorrow-」を実施している。

第3節 子ども・若者の健康と安心の確保

1 健康の確保・増進

(1) 安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等

(安心で安全な妊娠・出産の確保)

- 厚生労働省は、妊娠や出産に係る経済的負担の軽減や、周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保、妊娠や出産に関する情報提供や相談支援体制の整備、マタニティマークの普及啓発などに取り組んでいる。

(地域保健の充実)

- 厚生労働省は、妊産婦・乳幼児に対する健康診査や保健指導といった母子保健事業を推進している。また、平成26（2014）年度は、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

(小児医療・予防接種の充実)

- 厚生労働省は、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備の支援や、小児救急電話相談事業（#8000）の実施の支援などにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図っている。平成25（2013）年度から、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がんなど）の3つの予防接種を、「予防接種法」に基づく定期接種とした。また、水痘などの定期接種化の準備やおたふくかぜ、B型肝炎の2ワクチンの取扱いを検討している。